

平成 28 年 3 月 18 日

一般社団法人
日本マイクロ・ナノバブル学会
社員各位

東京都港区港南 1 丁目 9 番 36 号
一般社団法人
日本マイクロ・ナノバブル学会
代表理事 大平 猛

臨時社員総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より本会の活動にご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、臨時社員総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

尚、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数乍ら、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、郵送若しくは代理人の方にお持ちいただくか、平成 28 年 3 月 27 日（日）午後 5 時までにメール添付、FAX でご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、インターネットによる議決権行使手続きも併用いたしますので、別紙「インターネットによる議決権行使手続き」をご確認いただき、次のインターネット議決権行使専用サイトにアクセスの上、お手続きをしてください。

<http://mnbsc.jp/general-meeting>

敬 具

記

日 時 平成 28 年 3 月 28 日（月曜日）午後 2 時 00 分
受付開始時刻午後 1 時 30 分

場 所 明治大学駿河台キャンパスリバティータワー9 階/1092 号会議室
東京都千代田区神田駿河台 1 丁目 1 番地（交通案内図後記参照）

議決権行使の基準日 平成 28 年 2 月 29 日現在会員名簿に登録された社員（個人正会員）

会議の目的事項

（決議事項）

第 1 号議案 定款の一部変更の件

議案の内容については後記の議案参考書類をご確認願います。

以 上

（お願い）

当日、ご出席いただける場合は議決権行使書用紙に議案の賛否を表示の上、受付担当者にご提出ください

議案参考書類

第1号議案 定款の一部変更の件

定款第2条1項および第31条1項について次のとおり変更を行う。

変更前（変更箇所下線）	変更後（変更箇所下線）
第2条 事務所 本会は、主たる事務所を東京都 <u>小金井市</u> に置く。	第2条 事務所 本会は、主たる事務所を東京都 <u>港区</u> に置く。
第31条 決議 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の <u>3分の2以上</u> の出席がなければ議事を行い、決議することができない。	第31条 決議 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の <u>過半数</u> の出席がなければ議事を行い、決議することができない。

（1）第2条1項 事務所

住所地

〒108-0075 東京都港区港南1丁目9番36号 アレア品川13階

（NTT データ品川ビル）エキスパートオフィス801

電 話 03-4405-9340

当該の住所地に本会の主たる事務所（本部）を置くものとする。尚、平成28年2月15日より同住所地に事務局を開設し運用を開始しております。

（2）第31条1項 決議

一般社団法人および一般財団法人の法律（以下、「法人法」という）に従い、理事会の運営を迅速且つ、機動的に行うため、変更するものであります。

（根拠法）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十八号）

最終改正：平成二六年六月二七日法律第九一号

定款第2条 法人法第四条（住所）

一般社団法人及び一般財団法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

定款第31条 法人法第九十五条（理事会の決議）

（理事会の決議）

第九十五条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。

2. 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

－ 3項以下、省略－

(別紙)

インターネットによる議決権行使のお手続き

インターネットによる議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認の上、行使していただけますようお願い申し上げます。

- (1) 当日ご出席の場合はインターネットによるお手続き、または郵送、メール添付、Fax による議決権行使書用紙の返送は何れも不要です。但し、ご出席の場合は議決権行使書用紙に議案の賛否を表示の上、受付担当者にご提出願います。
- (2) インターネットによる議決権行使は、パソコン・携帯端末・携帯電話から本会が指定する議決権行使専用サイト上によってのみ実施可能です。
- (3) 社員以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、議決権行使専用サイトは本会のホームページに一般公開をしておりません。**臨時社員総会招集通知書に記載された URL からアクセスしてください。**
- (4) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、proxy サーバーをご利用の場合等、インターネット利用環境によっては、議決権行使サイトをご利用できない場合もございます。
- (5) インターネットによる議決権行使は、平成 28 年 3 月 27 日（日曜日）の午後 6 時 00 分まで受付いたしますが、お早目に行使していただき、ご不明な点等がございましたら事務局担当者までお問い合わせください。
- (6) 郵送による議決権行使とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として採用させていただきますのでご了承ください。
- (7) インターネットにより複数回（議決権行使内容の変更を含む）にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、携帯端末、携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

【議決権行使サイトに関する問合せ先】

mail info@mnb-sc.jp

議決権行使書

一般社団法人日本マイクロ・ナノバブル学会殿

私は、平成 28 年 3 月 28 日開催の一般社団法人日本マイクロ・ナノバブル学会臨時社員総会に付議される議案に対し、下記（賛否を○印で表示）のとおり、議決権を行使します。尚、継続会または延会となった場合にも上記により議決権を行使します。

第 1 号議案 定款の一部変更の件

賛否を○印で表示	
賛	否

平成 28 年 月 日

議決権の個数「1 個」

住 所

氏 名

（ご注意）

議案に対し賛否の表示をされないときは、提出議案につき賛成の表示があったものとして取扱います。

郵送先

〒184-0011
東京都小金井市東町 4 丁目 23 番 4 号
一般社団法人日本マイクロ・ナノバブル学会
連絡事務所 大森宛て

Fax 042-401-2386 メール添付 info@mnbasc.jp

(交通案内)

■最寄駅

・JR 中央/総武線「御茶ノ水駅」徒歩 3 分 * 御茶ノ水橋口改札

・地下鉄

東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水駅」徒歩 3 分 * 出口 2

東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」徒歩 5 分 * 出口 B3b

東京メトロ半蔵門線「神保町駅」徒歩 5 分

都営新宿/三田線「神保町駅」徒歩 5 分 * 都営/東京メトロ共に出口 A5

■タクシー利用

東京駅丸の内北口約 10 分



■駐車場

明治大学リバティータワー地下 2 / 3 階に一般利用の有料駐車場がございます。

* 明大通り左折入出庫

会場住所

東京都千代田区神田駿河台 1 丁目 1 番地

明治大学駿河台キャンパス リバティータワー 9 階/1092 号会議室

問合せ先 (当日) 携帯 090-3218-9212 (事務局/大森)